

# あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会  
人権推進室  
☎64-1126  
(駅前連絡所)  
jinsui@town.yuasa.lg.jp

## 121.「町民人権学習会」にご参加ありがとうございました。

「災害と人権」をテーマに、昨年9月から開催していました町民人権学習会は、町内22会場での開催を終え、町民みなさんのご協力により460名の方々にご参加いただきました。

### 学習会で出された意見の一部をご紹介します。

- \*高齢者や身体の不自由な方が多く、避難については若い人も少ないので、町でも対策を練ってほしい。また、訓練の中に健常者がどのように助けるべきなのかも入れてほしい。しかし、行政の対応にも限界があるので、出来る限り区で対応できるようにしておきたい。
- \*要援護者の避難が大切。町で確認するのは難しいかもしれないので、隣組で声を掛け合い助け合うことが必要。
- \*災害時の心のケアの必要性。避難所では、健常者は早急な避難が出来るので、壁際がとれるかもしれないが、身体の不自由な人に譲ってあげるような配慮が必要。
- \*災害が起こったとき、高齢者、子ども、女性だけが災害弱者になるのではなく、自分なりうるかもしれない。助けたり、助けられたり出来るよう普段からの繋がりが大事。

人権とは、誰もが生まれながらにもっている権利です。幸せに生きるために大切にしなければならない非常に大事なものです。  
人権尊重委員会は、みなさん一人ひとりが「人権の大切さ」を考えるきっかけとしていただけるよう、町民人権学習会や人権啓発活動等に取り組んで行きたいと思っております。  
これからも、人権尊重委員会の活動に、ご支援、ご協力をよろしくお願いたします。

## 平成30年4月から入院時の食費が変わります

平成30年3月末まで

所得区分	(1食につき)	
下記以外の方	360円	
●住民税非課税世帯 ●低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院 (過去12ヶ月の入院日数)	160円
低所得者Ⅰ	100円	

平成30年4月～

(1食につき)
460円
210円
160円
100円

変更はありません

湯浅町では、すでに学校や保育所、図書館などの敷地内禁煙、役場庁舎などで施設内禁煙を実施しています。  
平成30年4月1日からは町が管理しているすべての施設を施設内禁煙(一部敷地内禁煙)とさせていただきます。  
町民の皆さまの健康を守り、健康を推進していくという立場から、より良い環境をつくり、受動喫煙の防止、禁煙の推進を図るため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。  
【新たに施設内禁煙となる施設】  
社会教育施設(公民館・教育委員会など)、体育館・テニスコートなど、老人福祉関係施設(老人憩いの家など)、消防車庫(各分団の消防車庫)、水道事務所関係施設  
【新たに敷地内禁煙となる施設】  
公園・公衆トイレ(なぎ公園・わくわく公園・六角堂など)

平成30年4月1日から町が管理するすべての施設が禁煙となります！

お知らせ

## 犬の飼い主さんへのお願い

犬を飼う場合には、「狂犬病予防法」により、**飼い犬の市町村への登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。**

飼い犬は必ず町に登録し、狂犬病の予防注射を毎年受けましょう。

### ○湯浅町の登録数と注射済票交付数

平成28年度時点の登録数は422頭と258枚の交付があり61.1%の注射実施率になります。この61.1%という数字は決して高くありません。狂犬病の蔓延を未然に防ぐために必要な実施率は70%以上と言われております。



### ●犬の「登録」から「お別れ」までの流れ

#### 登録について

犬を飼いだしたり、他の市町村から引っ越ししてきたときは、湯浅町での登録が必要になります。登録料を添えて申請を行ってください。  
※小型犬や室内犬だからという理由で、犬の登録をしていない飼い主さんが見受けられます。犬の登録は狂犬病予防法により義務付けられています。

#### ●犬の死亡

飼い犬が死亡した場合、届出を出していただく必要があります。その際に鑑札と直近に取得した狂犬病予防注射済票を住民環境課までお返しください。届出を出していただく場合は、手数料等はかかりません。また、湯浅町ではペットの火葬ができます。火葬の手続きと火葬料金を用意し住民環境課までおこしください。

### ●犬を飼うときのマナー

狂犬病の予防注射や犬の登録は飼い主としての責任ですが、散歩する時など、野外でフンをするときは持ち帰るのが飼い主のマナーです。犬を飼っていない人にも迷惑のかからないようにしましょう。

## 迷惑な野良猫から地域猫へ



「猫による迷惑を減らしたい」、そして「殺処分される不幸な猫を減らしたい」という2つの思いから生まれたのが「地域猫対策」です。「地域猫対策」では猫を排除するのではなく「命あるもの」と捉え、増えないように不妊去勢手術を施して上手に管理しながら、その数と環境上の被害を減らしていく対策です。具体的には住民が主体となって①不妊去勢手術をする、②時間を決めてエサやりをし、すぐに片づける、③他の場所に排泄しないようにトイレを設置する、④周辺の住民へ説明するよう努めるなどのルールを守って猫を管理していきます。もちろん、猫が嫌いな方やアレルギーを持っている方の立場も尊重し、猫からの被害を受けない対策も同時に実施していかねばなりません。

### 湯浅町内における地域猫対策の進捗状況

- ・計画認定地域：2地域
- ・対象猫：39匹(うち15匹はH30.1.31時点で不妊手術実施済)
- ※現在、申請に向けて2地域が準備中です。

県の認定を受ければ、不妊去勢手術費用の全額助成や、手術のための捕獲オリや超音波式猫除け装置の貸し出し等を受けることができ、不妊去勢手術を施された猫は耳の先がV字にカットされるため、外見から「一代限りの命」であることがわかります。

皆さんも地域猫対策に取り組んで「迷惑な野良猫」を「地域猫」へ生まれ変わらせてみませんか？



左耳がカットされているのはメス猫



右耳がカットされているのはオス猫

お問い合わせ ▶ 住民環境課環境係(8番窓口) ☎64-1102